商品概要説明書

営農ローン

(2023年4月1日現在)

	(2023年4月1日光江)
商品名	営農ローン
ご利用いただける方	○当 J Aの組合員の方。
	○ご契約時の年齢が満 18 歳以上満 76 歳未満の方。
	○JAとの間に継続かつ安定した取引実績がある方。
	○生活の本拠が定まっている方。
	○JAとの間で営農貸越取引および営農ローン取引を行っていない方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○営農に必要な運転資金とします。
契約金額	○300 万円以内とし、10 万円単位とします。
契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の末日(休日の場合は翌営業日)ま
	でとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信
	用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判
	断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
借入利率	○変動金利とします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ
	せください。
返済方法	○随時返済とします。
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計
	算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関 (福岡県農業信用基金協会) の保証をご利用いた
	だきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○年 0.50%です。
手数料	○ご契約の条件を変更される場合は0円の事務手数料(消費税等含む。)が必
	要です。
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当
	J A本支店(所) または金融課(電話:0949-24-2311) にお申
苦情処理措置および	し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、
紛争解決措置の内容	迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	○紛争解決措置

	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	S) SING JII WHARKS TELLS JII V) THEN THE COLOR OF COLOR
	福岡県弁護士会紛争解決センター
	天神弁護士センター (電話:092-741-3208)
	北九州法律相談センター (電話:093-561-0360)
	久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○その他ご不明の点がございましたら、当JAの融資窓口までお問い合わせく
	ださい。

JA直鞍